

# 石油パイプライン事業法

## 1. 案内情報

- 手続名 : 工事計画の認可  
 手続根拠 : ・ 石油パイプライン事業法第15条第1項もしくは第6項、法第19条第1項または同条第4項  
           : ・ 石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令第3条第1項  
 手続対象者 : 石油パイプライン事業者  
 提出時期 : -  
 提出方法 : 郵送または持参  
 手数料 : 無し  
 添付書類・部数 : 1) 工事計画書  
                   : 2) 下表の左欄に掲げる事業用施設の種類に応じて、同表の右欄に掲げる書類

事業用施設の種類		
一	導管	1 位置図(縮尺は五万分の一以上とし、導管の経路及び石油ターミナルの位置を記載すること。) 2 平面図(縮尺は三千分の一以上とし、導管の中心線から左右各三百メートルにわたる区域内の地形、附近に存する道路、河川、鉄道および建物等その他の施設の位置、導管の中心線、伸縮構造、感震装置、導管系内の圧力を測定することによって自動的に石油の漏えいを検知することができる装置の圧力計、防護装置および弁の位置、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令(昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第2号)第一条第二項第五号に規定する場所ならびに行政区画の境界を記載するものとし、導管の中心線には二百メートルごとに追加距離を記載すること。) 3 縦断面図(縮尺は横を2の平面図と同一とし、縦を三百分の一以上とし、導管の中心線の地盤の高さおよび導管の頂部の高さを百メートルごとならびに導管のこう配、主要な工作物の種類および位置を記載すること。) 4 横断定規図(縮尺は二百分の一以上とし、導管を敷設する道路、鉄道等の横断面に導管の中心ならびに地上および地下の工作物の位置を記載すること。) 5 道路、河川、水路および鉄道の地下を導管が横断する場合であって、導管をさや管その他の石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令第20条第二項(第二十一条第一項において準用する場合を含む。)および第二十二条第二項の告示で定める構造物の中に設置する場合ならびに導管を架空横断させる場合にあつては、当該横断箇所の詳細を示す図面 6 強度計算書 7 接合部の構造図 8 溶接に関する説明書 9 その他導管についての設備等に関する説明図書
二	緊急しゃ断弁およびしゃ断弁	1 構造説明書(アクチュエーター等附帯設備を含む。) 2 機能説明書 3 強度に関する説明書 4 制御系統図
三	漏えい検知装置 - 導管	
	(1) 導管系内の石油の流量を測定することによって自動的に石油の漏えいを検知することができる装置またはこれと同等以上の性能を有する装置	1 漏えい検知機能に関する説明書 2 漏えい検知に関するフローチャート 3 演算処理装置の処理機能に関する説明書
	(2) 導管系内の圧力を測定することによって自動的に石油の漏えいを検知することができる装置またはこれと同等以上の性能を有する装置	1 漏えい検知機能に関する説明書 2 漏えい検知に関するフローチャート 3 受信部の構造に関する説明書
	(3) 導管系内の圧力を一定に制止させ、かつ当該圧力を測定することによって石油の漏えいを検知することができる装置またはこれと同等以上の性能を有する装置	漏えい検知機能に関する説明書
四	圧力安全装置	構造説明図および圧力制御方式に関する説明書
五	感震装置および強震計	1 構造説明図 2 地震検知に関するフローチャート

六	送油用タンク	1 構造図 2 強度計算書 3 基礎に関する説明書および基礎の状況を明示した図面 4 石油ターミナルの名称、位置(都道府県郡市区町村字主たる番地を記載すること。)および敷地面積 5 油種ごとの送油用タンクの容量 6 石油ターミナルの圧送の能力ならびに入口および出口の圧力 7 石油ターミナルの位置を明示した縮尺五万分の一以上の地形図(当該石油ターミナルに関連する主要な導管の配置の状況を明記すること。) 8 石油ターミナルにおける主要な設備の配置の状況を明示した縮尺五百分の一以上の図面									
七	送油用のタンク以外のタンク	1 構造図 2 強度計算書 3 基礎に関する説明書および基礎の状況を明示した図面									
八	送油用圧送機	1 構造説明図 2 強度に関する説明書 3 容積式圧送機の圧力上昇防止装置に関する説明書 4 高圧パネル、変圧器等電気設備の系統図(原動機を動かすための電気設備に限る。)									
九	送油用圧送機以外の圧送機	構造説明図									
十	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">附帯設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>配管</td> <td>配管系統図(主要寸法を附記すること。)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>ピグ取扱い装置</td> <td>構造説明図</td> </tr> </table>	附帯設備			(1)	配管	配管系統図(主要寸法を附記すること。)	(2)	ピグ取扱い装置	構造説明図	
附帯設備											
(1)	配管	配管系統図(主要寸法を附記すること。)									
(2)	ピグ取扱い装置	構造説明図									
十一	電気防しよく設備、加熱および保温のための設備、支持物、漏えい拡散防止のための設備、運転状態監視装置、安全制御装置、消火設備、警報装置、予備動力源、石油受入口、防護工、防護構造物、衝突防護工、伸縮吸収装置、石油除去のための設備、通報設備、可燃性蒸気滞留防止のための設備、不等沈下測定設備、資機材倉庫、点検箱、標識その他事業用施設に係る設備	設備の設置に関し必要な説明書および図面									

### 3) 工事工程表

4) 変更の工事または工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

申請書様式 : 工事計画(変更)認可申請書(詳細は提出先に問い合わせのこと)

記載要領・記載例 : 提出先に問い合わせのこと

## 2. 窓口情報

提出先 : 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局貨物流通施設課、国土交通省道路局路政課、総務省消防庁危険物保安室

受付時間 : 提出先に問い合わせのこと

相談窓口 : 上記提出先

## 3. 手続情報

審査基準 : 1) 石油パイプライン事業法第5条第1項の事業の許可又は第8条第1項の事業用施設等の変更の許可を受けたところによるものであること。

2) 事業用施設が主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

以上の規定を基にしつつ、

工事計画の内容が、第5条第1項の事業の許可又は第8条第1項の事業用施設等の変更の許可を受けた内容に合致していると認められ、かつ、事業用施設が、「石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令」及び「石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示」で定める技術上の基準に適合していると認められる場合について、認可を行うものとする。

標準処理期間 : 設置の場合 3か月

変更の場合 2か月

不服申立方法 : 行政不服審査法の手続に基づき実施のこと